

## 第5章・補論：負の所得税と給付付き税額控除(教科書 100 ページ)についての補足説明

まず、**負の所得税**とは文字通り所得税率をマイナスにすることです。例えば給与が月 30 万円の人に対し、所得税がマイナス 10%でかかるとします。(簡単のため所得控除などをなしとします。)この場合、払わなくてはならない所得税収は  $30 \text{ 万円} \times (-0.1) = \text{マイナス } 3 \text{ 万円}$  となります。つまり 3 万円の補助が来ることとなり、手取りの収入は  $30 + 3 = 33 \text{ 万円}$  となり、元の所得を越えてしまいます。負の所得税は、低所得者の収入を下支えすることが目的の一つとなっており、所得税率が負となるのは、所得が一定額以下の低所得者層を対象として考えられています。つまり、基準となる所得額を決め、この基準額を上回る部分に対してはプラスの税金を、そして下回る部分に対してマイナスの所得税をかけるというのが負の所得税の考え方です。経済学者のフリードマン氏が提案したのが最初といわれています。

次に**給付付き税額控除**とは、所得が課税最低限度額以下の人に対して給付金を与え、そしてその最低限度額を超える所得を得ている人に対しては税額控除の額や所得税率を下げたりする政策のことです。上で述べた負の所得税と考え方はよく似ています。従来の税額控除の政策だと、所得が課税最低限以下で税金を払っていない低所得者層に対して利益がありませんでしたが、「給付付き」税額控除の政策の場合、この人たちに対しても給付金というメリットが与えられます。給付付き税額控除について非常にわかりやすい説明を行っている鎌倉(2010)によれば、給付付き税額控除の政策はアメリカ、イギリスなど多くの国で実行されています。

### 参考文献

鎌倉治子「諸外国の給付付き税額控除の概要」『調査と情報(国立国会図書館)』678 号, 2010.4.